

Title	海外投資保険金請求事件(二・完) : 在外米系企業国有化の紛争処理事例
Sub Title	Settling expropriation claims : practical examples of the overseas private investment corporation (2)
Author	櫻井, 雅夫(Sakurai, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.7 (2005. 7) ,p.59- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050728-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

海外投資保険金請求事件（二・完）

——在外米系企業国有化の紛争処理事例——

櫻 井 雅 夫

はじめに

第一部 アメリカの海外投資保証制度

一 開発途上国における米系企業の国有化、一九六〇年代
～七〇年代

二 アメリカの投資保証制度

三 CIAとITTのチリ内政関与

第二部 米系企業の国有化とOPIC

序 説

一 交渉当事者としての被保険者

二 投資家が交渉した現金による解決

1 ラルストン・ブリーナ事件

2 ノーザン・インディアナ・プラス事件

3 投資家（企業）による自発的交渉

三 投資家が交渉し解決した事件でOPICが資金上関与した
もの

1 ミナ・マテルデ事件

2 ベスレーム・チリ・アイアン・マイنز事件

3 レイノルズ・メタルズ事件

4 パーソンス・アンド・ホイットモア事件とセーロ事件

5 解決交渉におけるOPICと投資家との間の協力

6 解決交渉におけるOPICと投資家との間の衝突分野

……………（七八巻六号）

四 OPICと被保険者との間の交渉で解決された事件

1 ITT事件

2 ブレイドゥン・カップ事件

（付）AAAの仲裁判断で解決された事件

1 ヴァレンタイン・ペトロリアム・アンド・ケミカル対
AID事件

五 OPICと外国政府との間で交渉された解決策

1 フェアーン・フーズ事件

2 チリ・カップバー(エクソテイカ鉱山)事件

結論

(以上本号)

四 O P I C と被保険者との間の交渉で解決された

事件

O P I C は、きわめて厳格な請求処理政策に従う義務を負わされている。一般に指摘されていることは、O P I C は、自分がカバーするように図られても予想不可能な事実に適するようにには保険契約を解釈したとしないこと、たとえ外国政府が被保険投資家を甚だしく粗野に扱ったとしても O P I C はそれをかなり懐疑的に扱うこと、そして O P I C は少額の請求については問題なく支払うものの、巨額の請求の場合には支払予想額に関して最大の抵抗を行うことである。

O P I C の請求処理政策がきわめて厳格であるという認識がもたれるに至った過程には、多くの要素が存在している。O P I C が一九七一年に業務を開始するまでは、保険契約を調べるようなことは余りなかった。投資家だけではなく O P I C もまた、複雑な契約の条件ないし含意をすべて理解しているということではなかった。アメリカと外国の会計基準の相互作用も、外国通貨の変動と相俟つてもう

ひとつの厄介な要素であった。投資家が請求してくる金額の確認には莫大な技術上の努力が必要となり、O P I C と被保険者の間にはたびたび紛争が生じた。

チリ向け投資に関する保険金請求に応じるために六億ドル以上も支払わなければならない可能性が出てきたとき、これが明らかに決定的な要因となり、O P I C としては、問題をビジネスライクな方法で処理するようにとの議会のマンデートをきわめて慎重に受け止めるようになった。⁽⁶⁴⁾ 請求行為のある間は O P I C が議会の審議対象になっていたこと⁽⁶⁵⁾から、国家財政の国外流出とならないようにという⁽⁶⁶⁾ことで、O P I C に対して一層の圧力が加わった。議会で O P I C 批判は、すぐその財政力の問題になった。

初期の事件のなかには、重要な相互作用が見られた。O P I C は、特定の契約解釈が当該事件に対してだけでなく別の事件に対して与える影響についても懸念していた。こうした懸念から、初めのうちは O P I C 側が契約規定の解釈にはきわめて慎重になるという傾向をみせるようになった。例えば、チリの事件では、大規模契約の殆どは銅とい

う単一の産業を捲き込んだものであり、ひとつの特定の請求に関する交渉も真空状態のなかで処理するということができなかった。特に難しい問題は、付保済みの債務についてデフォルトがない状態で、外国の債務者に対して行っている投資家の出資（付保、非付保を問わず）が国有化された場合に、O P I C から債権分の回収ができるかどうかということであった。一人の投資家に回答を与えることが、他の投資家に対する O P I C の姿勢に影響を与えることは間違いないところである。

さいごに、外国政府による延払いも含めたいくつかの解決に当たっては、O P I C は、付保済み投資の一〇〇パーセント相当する債務額について保険による填補を継続するか、それとも債権額より若干少ない額の支払保証とするかのどちらかの選択権を投資家に与えた。O P I C としては、単なる政治リスク（非常危険）保険よりは支払保証のほうがより価値があるとの判断から、より少ないほうの填補額の保証を行うというポジションをとった。しかし、投資家は、O P I C がそのような保証の際に不合理な割引をしていると見ていた。投資家は、外国政府との解決に代わるものとして O P I C に対する保険金支払の請求を行ったのであり、現金を受け取る権利が与えられるべきであるとした。

要するに、解決交渉が基本的に O P I C と被保険投資家との関係になったときは、保険者としての O P I C のほうが優位に立つことになる。O P I C はあくまでも保険業務を行っているものであり、O P I C が支払額を小さくして解決するためにはのみ紛争を生み出す保険者であるという認識を避けるためにも、O P I C は有効な保険金請求に対しては迅速に支払を行わなければならない。他方、O P I C が準備金を守ろうとすることはまさに賢明なことである。というのは、支払を行うことにより準備金の水準が顧客の目に適切な水準とみえるよりも低くなった場合には、たとえ O P I C の債務がアメリカ政府の十分な信頼と信用に裏付けられているとはいえ、準備金を超える請求金額の支払は議会による資金拠出を俟たなければならず、支払がかなり遅延するからである。逆にいえば、こうしたことは支払請求の決定手続の一定部分を全く不適當な政治的フォーラムに移させることになる。

O P I C と被保険者との間で争われた問題について妥協で解決された重要な事件は二つある。これらの事件は、チリ向け投資が国有化されたことから生じたインターナショナル・テレフォン・アンド・テレグラフ・コーポレーション (International Telephone and Telegraph Corp. I

T T) とブレイドダウン・カッパー・カンパニー (Braden Copper Company) による請求である。両方の事件とも、解決の形態は、チリ政府が発行又は保証した投資家に対する債務証券であって請求額に等しいものが存在したことで可能となった。O P I C が解決の一部としてこれら債務証券を保証したが、第三者に対しそれを売却することを容易にし、また O P I C は、自己の準備金を保持しながら同時に投資家の現金のニーズを充足させることを可能にしたのであった。

1 I T T 事件⁽⁶⁸⁾

コンパニア・テレフォニカ・デ・チレ (C T C) に対するインターナショナル・テレフォン・アンド・テレグラフ・コーポレーション (I T T) の投資は、一九七一年九月のチリ政府介入時点で一億五〇〇〇万ドルを超えていた。⁽⁶⁹⁾ このうち、A I D が非常危険保険でカバーしていたのは九五〇〇万ドルで投資の六〇パーセントを超えていた。⁽⁷⁰⁾ I T T とアジェンデ政権との間の解決交渉は、コラムニストのジャック・アンダーソン (Jack Anderson) が内情を暴露したことで中断された。これは、I T T がチリで内政に関与した可能性があること、また I T T がアメリカ政府に

対してアジェンデの選挙を妨害するよう求めた可能性があることを示唆するいくつかの I T T 内部資料を公開したものである。⁽⁷¹⁾ 一年後の一九七三年四月、上院多国籍企業小委員会 (Subcommittee on Multinational Corporations) が I T T のチリにおける活動に関する聴聞会を開催した⁽⁷²⁾ あと、O P I C は、I T T がその契約上の義務の遵守を怠ったことを根拠に I T T の請求を拒否した。⁽⁷³⁾ この時点で同小委員会が O P I C の履行義務について直ちに評価することになり、I T T の保険金請求が O P I C の準備金のかなりの部分に相当したことは事実であるが、O P I C は何を適切な根拠であると判断したかを示さず、結論を出さなかった。特に一億五四〇〇億ドルのアナコンダ (Anaconda) の保険金請求を O P I C が拒否して以来、⁽⁷⁴⁾ 保険者としての O P I C の信用性が問題となり、O P I C は大型の請求に対しては支払いたがらずまた支払えないのではなにかという批判、また O P I C が政治的圧力に屈したのではないかとこの批判があるなかで、ここでまた火に油を注ぐことになった。

事実、当該事件はどちらの側にとつてもはつきりしたものではなかった。かなり法的な争いが行われたあと、仲裁人らは、O P I C が I T T に対して責めを負うべきものと

認めた。O P I Cの契約が投資家に対して外国政府と解決交渉を試みるべきことを求めておらず、仮にそれを求められていたとしてもI T Tとしてはその要件に従っていたとO P I Cが判断したことは重要である。⁽⁷⁶⁾

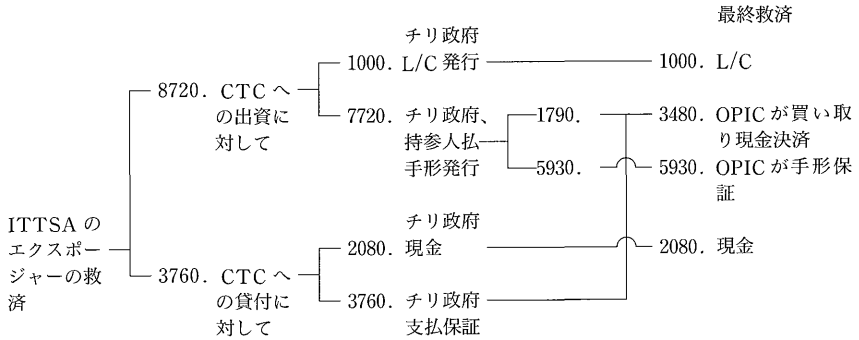
仲裁人が決定を通知した直後、I T Tはチリ新政権との間で、当該政府がC T Cからの返済期限が到来している過去の債務について二〇八〇万ドルを現金で支払う旨の解決協定を締結することが可能になった。⁽⁷⁷⁾返済期限の到来していない残りの債務一六八〇万ドルについては、チリ政府がこれを保証した。⁽⁷⁸⁾I T Tの出資に対する支払は一〇〇〇万ドルについては信用状、また七七二〇万ドルについては一九八七年までに年利一〇パーセントの持参人払手形で支払われるというものであった。⁽⁷⁹⁾

仲裁人の決定によれば、O P I CはI T Tに対して九〇〇万ドルを優に超える支払を現金で行わなければならぬ可能性があった。しかしながら、債務の確認は、当該手続の第一段階にすぎず、しかも支払総額は仲裁人が決定することになっていた。この方式では、会計上の問題についての争いを含めて長時間で費用のかかる複雑な仲裁第二段階を用意することが必要になる。そうなれば、I T Tは補償を受け取るまで、また何年か待たなければならなかつ

たかもしれない。しかしながら、取決めが結ばれたことで、I T Tとしては直ちに現金化することができ、O P I Cもまた即時I T Tに対する支払分をかなり軽減することができ、I T Tに対する支払分の回収の機会を得ることができた。O P I Cは、既存の債権一六八〇万ドルの買取りに加えて、チリ政府発行の最終分割払分一七九〇万ドルを買取り、さらに第三者に対する売却を容易にするために五九〇〇万ドル（正確には五九三〇万ドル）の手形に対する保証を行った。

O P I Cが保証した手形の売却については、I T Tの取引銀行がアレンジし、一九七五年四月に完了した。解決の結果として、I T Tは巨額の現金の入手と即時利用が可能となり、O P I Cは巨額の現金支払の可能性をかなりの期間にわたる分割払とする可能性に置き換えることができた。O P I Cの現金支払は、回収の機会があると見込んだうえで手形相当額の受取りに対して行われた（一九七七年現在、どの手形についても債務不履行は生ぜず、O P I Cは三四七〇万ドルの現金支払に対して九〇〇万ドルを回収している。また、残高として残っているのは保証した手形の四七〇〇万ドル弱だけであった）。

図 2 チリ ITT 事件における救済方法 (単位: 万ドル)



2 ブレイドウン・カッパー事件⁽⁸⁰⁾

ケネコット・カッパー社 (Kennecott Copper Corporation) の子会社であるブレイドウン・カッパー・カンパニー (Braden Copper Company) は、チリのコンパニール・ミネーラ・エル・テニエンテ (Compañía Minera El Teniente) に対する八〇〇〇万ドルの貸付金を一九六七年に非常危険保険に付保した⁽⁸¹⁾。加えて、当該鉱山において生じた利益の一二〇〇万ドルを貸し付けたが、後にこの分が保険でカバーされているかどうか争われた。一九六六年に、ブレイドウンが完全に所有していた当該鉱山は株式の五一パーセントをチリ政府が取得することを認め、その購入価額八〇〇〇万ドル相当の額を鉱山拡張及び開発のため貸し付けることに合意することで資本再構成を行った。ブレイドウンは、引き続きエル・テニエンテにおいて四九パーセントの非付保の出資権益を所有することとなった。

一九七一年七月一六日、チリ政府はエル・テニエンテとそのほかにある大型の銅鉱山を国有化した⁽⁸²⁾。ブレイドウンは直ちに OPIC に対して、取用的行為が発生し支払不履行がなかったものの付保済み貸付分が取用されたと主張し、保険金請求を行った⁽⁸³⁾。OPIC は、八〇〇〇万ドルの貸付に関しては取用的行為が未だ生じておらず、またブレイド

ウンが保険金請求を提出した利益再投資分である追加一二〇〇万ドルについては付保されていないとの立場をとった。取用の通知後直ちにOPICとブレイドゥンは、現金で受け取れるようにするために解決策を模索しはじめた。ブレイドゥンの請求価額に関しては不明確な点があり、交渉には長時間を要した。チリ政府は貸付金のうち八〇〇万ドル分について否認したけれども、これは最終回の分割分に関わるものであるといわれ、しかも保険契約が要件として一年間のデフォルトというもののなかにはこの貸付金の分割払分は入っていなかった。かりに、ブレイドゥンがOPICを直ちに仲裁に巻き込んだとしても、この事件については解決が困難であったかもしれない。しかしながら、少なくとも八〇〇万ドルの貸付分に関しては、最終的にはOPICに一括払をさせるような有効な請求のベースとなる環境ができる前の出来事であったものと了解していた。ブレイドゥンが現金払を希望し、OPICが現金払の責任を分散することを希望していたことは、交渉の最初から分かっていた。ブレイドゥンが保有する金利五・七五パーセントの手形の現在価額がなお確定していなかったこととはべつに、OPICの保証付きの手形を第三者に売却するということは、あり得る解決策であった。その手形は、利

率が低いために割引で売却せざるを得なかった。OPICとブレイドゥンは、一九七二年の六月に合意に達するかにみえたが、投資家の負担する割引額はブレイドゥンにとつて受け入れられるものではなかった。

OPICの保証付きであることが手形にどういう効果をもたらずかを評価させるため、ひとまず投資銀行家が確保された。かれらは、六四八〇万ドルという数字を算出したが、この数字だと、ブレイドゥンは額面七四七〇万ドルの手形と引換えに、一二月に返済期限の来る二一〇万ドルの利子を加えて約六七〇〇万ドルを受け取ることになる。そのうえ、ブレイドゥンが他の一連の手形も付保されたものであるとの主張で勝った場合でも、OPICとしては最高填補額八〇〇万ドルにのぼる保険金支払請求を回避することになる。この解決策は受入れ可能な数字であり、OPICとブレイドゥンは投資銀行家を確保して市場性ある金融パッケージを作成しよう依頼した。

ブレイドゥンは六六九〇万ドルの現金と引換えにオーバーシーズ・インシュアランス・セツルメント・トラスト (Overseas Insurance Settlement Trust) に対して七四七〇万ドルの手形プラス発生利子分を委託した。受託者側は、信託の元金として手形を使って投資銀行家がアレンジした

或る民間機関を通じて約二〇のアメリカの銀行に対して五年の参加証書売却した。証書保有者は、チリ政府が当該貸付金に関して半年割賦の支払を行うことに受託者から支払を受けることとなった。チリ政府がデフォルトを起こした場合には、O P I C が手形の満期到来時に受託者に対して当該分割払分を支払うことになった。³⁴ O P I C は、一九七八年二月に三八八〇万ドル分の保証手形を引受人から買い取るべき義務を負った。この金額は、証書保有者への支払として分配されるものである。この価格は、これらの手形の償還計画元本の残高から六五〇万ドルの割引をしたものに相当する。一九七七年二月一日に、O P I C は、支払期日に先立って受託者から保証手形取得の権利を行使し、O P I C は、保証付き手形をフェデラル・ファイナンシング・バンク (Federal Financing Bank) へ売却した。

この解決策は、ブレイドウンの親会社であるケネコット・カッパー・コーポレーションが、チリ政府又は O P I C による支払を俟たずに六六九〇万ドルを即金で受け取ることを意味した。加えて、ケネコットは解決遅滞からも逃れられた。すなわち、ブレイドウンが一二七〇万ドルの貸付金についての保険金を請求するかデフォルト前に O P I C からの支払を求めるかといった点で仲裁付託が殆ど確定

的だったからである。この解決策は、当該手形に関して債務不履行が生じた場合に八〇〇万ドルを支払うという O P I C の潜在義務を回避した。チリ政府が当該手形の支払を怠ったとしても、半年割賦は O P I C の経常収入から支払うことになった。保険金支払をカバーするために議会の拠出金を要請する必要性はなくなり、また O P I C の債務見込み額は一〇〇〇万ドルまで減じられた。事実、チリ政府が完全に支払を行った場合には、O P I C は一九七八年の証券買取り予定額とそれ以降に存在する手形額面との差額に相当する額すなわち約六五〇万ドルを取得する立場に立つことになる。

歴史的に見れば、このような解決方式は O P I C の最初の大きなものであっただけでなく、O P I C が投資家に対して巨額の保険金請求も処理することができた処理するとの保証を投資家に与えることとなったことから意義のあるものであった。O P I C は、或る状況のもとでは現金に代わる案を提示することで大規模保険事故を吸収する能力があるということを示威したのである。投資家との紛争解決で O P I C がとったアプローチは、支払準備金の確立に貢献したが或る程度の負担は伴った。このアプローチから分かることは、O P I C が投資家から或る程度の妥協を

得ることなしには債務を認めたくないということである。資金的な条件では、これはある投資家にとってはきわめて高い追加保険費用とみられるし、またO P I Cの保険業務の発展に影響を及ぼすものとみることができよう。

(付) A A Aの仲裁判断で解決された事件

1 ヴァレンタイン・ペトロリアム・アンド・ケミカル対 A I D事件 (Valentine Petroleum & Chemical Corporation v. AID)

この事件は、アメリカの海外投資保険上、被保険者と保険者が争った最初のものである。

「事実」 ニューヨークに主たる事務所を有するデラウェア法人のヴァレンタイン・ペトロリアム・アンド・ケミカル・コーポレーション/ヴァレンタイン石油化学会社 (Valentine Petroleum & Chemical Corporation. 以下「V P C C」) は、一九六二年八月八日、精油所建設の交渉をハイチ政府との間で開始し、同月二二日、精油所建設の仮契約を行った。そして、同年一月九日、最終契約を締結した。同年一二月、新たにハイチ法人たるハイチアン・ペトロリアム・アンド・リファイニング・カンパニー・ソシエテ・アノニム/ハイチ石油精製(株) (Haitian Petro-

leum and Refining Co., S.A. 以下「H P R C」) を設立し、コンセッション契約上V P C Cが有するすべての権利をH P R Cに移転することとし、またH P R Cは十年間、石油のプラント建設及び精製又は製造若しくは販売に関する排他的権利と特権を与えられた。

一九六四年五月一三日、V P C CはA I Dの保険を付保した。

ところが、同年八月二八日付官報で公布された統令により、(1) H P R Cに対するコンセッションは破棄され、(2) クウェート国籍のモハメッド・ファイド氏がH P R Cに対すると同一内容のコンセッションを五〇年に互って取得することが認められた。そして、同年一月四日、V P C Cのヴァレンタイン社長と弁護士と同社技師がハイチで拘束され、国外退去を命じられた。

同一月九日、V P C Cは、コンセッションが破棄された事実をA I Dに通知し、A I Dに対して取用危険として認めるよう支払請求を行い、A I Dとの間に紛争が生じたものである。

仲裁廷は、「投資保険制度のもとでアメリカ政府に対して請求を行うための条件を立証する連邦法に焦点を当てて保険約款の条項に従って」論議を行うことを決定した。

「争点」 契約破棄は、取用に当たるか否か。

「判断」 AIDはまず、取用乃至取用的行為なる用語には財産の徴収なる行為が必要であることを宣明した。しかしながら、この宣明は、次のように仲裁廷で拒絶されたすなわち、仲裁廷は、対外援助法第二三八条の定義を全文引用した後、次のように判断する。すなわち、

「保証約款中の取用的行為の定義は、……投資家の財産の取得に限定されてはいない。「投資家が外国企業に関するその権利を株主として若しくは債権者として実効的に行使することを妨げ……又は在外企業が、かかる政府による権力の恣意的又は差別的な行使によって自己の財産の使用及び処分に対する実質的支配権を行使すること若しくはプロジェクトを建設し若しくはこれを運営することを妨げる……行為」——は、確かに物理的財産の取得に限定してはいない。事実、保険約款の定義は広範であり、利権の破棄のみならず、「擬制取得」乃至「しのびよる取用」を含むに十分なものである。

提示されている論議の核心は、従って、政府の利権の破棄が対外援助法及び保険約款の投資保証協定の意味における取用を構成し得るか否かではなくて、この事件の事実に基づいて、かかる利益の破棄、履行拒絶又は侵害が発生し

たか否か、及び若しそうであればかかる行為が投資家の過失乃至過誤によって惹起されたか否か、ということである。」

「結論」 この事件において、仲裁人は、投資家側における不正乃至過失の有無とは関わりなく、専ら契約の破棄、履行拒絶又は侵害の発生等の事実に着目して、この事件を取用危険に該当するものと判断した。⁽⁸⁵⁾

2 リヴィア・カップ・アンド・ブラス対OPIC事件
(*Revere Copper & Brass v. OPIC*)

本件に対するアメリカ仲裁協会の仲裁判断の概要は、次のとおりである。⁽⁸⁶⁾

「事実」 リヴィア・カップ・アンド・ブラス (*Revere Copper & Brass*) は、ジャマイカに設立した全額出資の子会社リヴィア・ジャマイカ・アルミナ・リミテッド (*Revere Jamaica Alumina, Ltd.* 以下「RJA」) について、OPICに付保していた。保険は、ジャマイカにおけるRJAのボーキサイト鉱山の建設と操業に対する融資について付保したものである。プラントは、RJAとジャマイカ政府との間の協定(一九六七年協定)に従って一九六七年に建設された。一九六七年協定は、RJAが政

府に納付すべき税とロイヤルティの額を定めているが、当該協定第一二条においては、「これ以上の税乃至課徴金を R J A に対して課さず、また政府はプロジェクトに係る R J A の権利を損なわない」と定め、さらに将来の立法を回避する旨の規定を設けた。一九六七年協定は、課税とロイヤルティの目的上二五年間有効であり、ジャマイカ向け投資に対する合理的な長期の保障措置を R J A に付与するために締結された旨表明している。一九六七年協定に従って、政府は R J A に対して二五年のボーキサイト鉱業リースを付与し、R J A はボーキサイト・アルミニウムのプラントを設置した。

一九七二年にジャマイカで政変があり、七四年一月三日、ジャマイカ首相は、R J A を含む外資系ボーキサイト、アルミニウム会社数社との契約にもはや拘束されないと通告してきた。R J A に一九六七年協定の再交渉をさせようとする政府の試みは失敗した。七四年六月、ジャマイカ議会議が「ボーキサイト(生産税)法」(Bauxite (Production Levy) Act) を通過させたため、R J A を含む全会社から納付されるボーキサイト税はかなり増加した。R J A は一九六七年協定を楯に課税増加分を納付する義務を負っていないことを申し立てたが、ジャマイカ最高裁判所はこれ

を却下した。

さらに、七四年六月にジャマイカ鉱業法が改正され、ボーキサイトのためのロイヤルティが引き上げられた。その結果、R J A のプラントはかなりの損失を蒙り、七五年八月には事業中止に陥った。

ところで、リヴィアは R J A プラント向け投資についての O P I C の投資保険制度を利用していた。保険契約は、その第一・一五条において、国際法原則に反し、投資家が「その財産のかなりの部分に対して使用又は処分に対して実効的支配権を行使することを」妨げる類いの「収用的行為」から生じる損失に対しては補償を行う旨規定していた。リヴィアは、税及びロイヤルティの引上げは一九六七年協定の履行拒絶につながることを、この否定は国際法に反すること、及びその効果は投資に対する実効的支配権をリヴィアから剝奪するものであることを反駁した。リヴィアは、収用に関する二一九四条 b に基づいて回復を求めた。

O P I C は、一九六七年協定はジャマイカ法によつて規律されていたもので、協定は破られていないこと、いずれにしてもジャマイカの行為は R J A の施設の物理的占有乃至支配権を収奪したのではないことを主張した。

「争点」一九七四年「ボーキサイト(生産税)法」は、

一九六七年協定に違反するか、ジャマイカ政府の行為が引用を構成するものであるか、協定の否定は第一・一五条のもとの取用的行為を構成したかということである。

「判断」(1)七四年の「ボーキサイト(生産税)法」は、一九六七年協定に違反するか

O P I C が前提条件とするところは、アメリカとジャマイカ政府との間の契約が国際的なものとされることである。契約は国際化されたものであり、国際法が適用される。国際法は、ジャマイカの行為は契約違反であるとする。その違反すなわち課徴金乃至ボーキサイト税の大きさはかなりのものであったことが認められる。リヴィアが納付した課徴金は、一九七四年と七五年には九四九万四〇〇〇ドルであった。O P I C の分析によれば、これは一九七四年については、約二〇パーセントの税率での粗生産税に相当するものであった。これは、かりにリヴィアがプラント拡張計画に関するフィージビリティ・スタディの費用を発生させる対価として実質的な助成金を受け取らなかったとすれば約三四パーセントに相当するものであった。O P I C は、実際の生産に対しては三五・九パーセントの税率であり、プラントが八月に閉鎖されず一九七四年に生産したトン数を一九七五年に生産していたとすれば約三〇パーセントの

税率が想定された……とみている。

アルミニウム会社全般と特にリヴィアに対する課徴金の効果は、価格上昇を消費者が経験するところで曖昧なものとなった。アメリカの統制が有効であった短期間にそれを妨げた範囲を超えてそうした経験を阻止する法的措置はなかった。あらゆるコスト特に油と労賃は急速に上昇し統制が解除された後価格は上昇した。本件に対する仲裁人の見解では、この問題に関する正確なファインディングを行う義務は仲裁人にはなく、またリヴィアが操業中だった期間に関して仲裁人に提示された記録に基づいて自信をもってそうすることはできなかったとしている。いずれにしても、仲裁人は、課徴金が没収的なものでなく、また「その財産のかなりの部分に対して使用又は処分に対して実効的支配権を行使することを」妨げるものではなかったというO P I C の意見に同意するとしている。しかしながら、仲裁人の見解では、重要な問題は課徴金が一九六七年協定の違反を構成するものであるか否かということである。

ジャマイカ最高裁判所は、R J A が提起した訴えにおいて、一九六七年協定はジャマイカ法のもとでは、「将来の課税に対してはR J A に何らの権利も創出するものではな

かったこと、したがってボーキサイト生産税はRJAの一九六七年協定の違反ではないこと」を判決した。仲裁人は、スミス裁判長がジャマイカ法を正しく説明し適用しなかったとか、RJAはジャマイカ法廷において十分に「正当な手続」を与えられなかったと断言しているわけではない。

スミス裁判長は、政府が外国人との契約において行った誠実な約束を遵守することを国際法で拘束されるか否かという疑問には言及しなかった。彼は、課税に関する立法を行う議会の主権的権能を内閣が縛らなかつたがゆえに第一二条の規定は「最初から無効」であつたと判決し、国内法原則を適用し国際法原則を適用しなかつたのである。

両当事者がその約束に違反するという国際法上の結果を考えずに政府の立法の自由を保持しようとするのであれば、両者は一九五七年、六六年、六七年にアルミニウム会社と締結した協定のなかでそうすることはできたはずである。だが、両者はそうしなかつた。一九五七年の約束は一七年间不変のものとし、六六年と六七年に更新し拡張され、かつ後者はそれぞれ八年と七年効力を維持されることは認められていた……。

議会はいつでも税に関する立法を行うことが認められていたし、したがっていつでも民間の当事者との契約を廃棄

することができたはずである。しかしながら、状況によつて国際法原則のもとで補償の支払が正当化されたときは、それはかかる当事者から補償を剝奪することはできなかつたはずである。仲裁人の見解では、そのような状況はこの事件の場合には存在していた。

仲裁人は、政府が行つた約束は国際法上拘束力を有するものであり……それに反する行為は……違反を構成したことになる」と判断している。

(2)政府は協定上の義務の履行を拒絶したか

リヴィアは、首相の宣言と政府によるその他行為が協定全体の履行拒絶を構成すると主張した。これに対して、O P I Cは、当該協定が継続して存在していることが認められる多くの例証があると主張している。このなかには、一九七四年二月二〇日付協定の見出しなどが含まれる。これは「既存の協定」の改正と交渉過程における諸々の声明について定めたものである。彼らはまた、RJAがボーキサイトの採掘とアルミナの生産に必要な諸権利を依然有していたと主張している。

アメリカン・ロー・インスティテュート (American Law Institute) の『リステートメント・オブ・ザ・ロー 第二―契約』 (*Restatement of the Law Second: Con-*

tract) (一九七四)の第二七四条は、「声明又は行為が履行拒絶である場合」という見出しのもとで、「履行拒絶」という用語は次のようなものであるとしている。すなわち、

(b) 「債務者が」違反なしに履行することを不可能な又は外見上不可能にする恣意的な確定的行為。

(b)に対する註解では、この言葉は「当事者が履行する意思がないか又は履行することができないことを意味するものと合理的に解釈されるほど十分に積極的なものでなければならぬ」とされている。また、次のようなことも指摘されている。すなわち、

この言葉には不履行の違反が伴うが、それだけのことで十分に積極的でなかったとしても履行拒絶に相当し得るものである……。

イギリス法とアメリカ法は、この点では大体同じである。⁽⁸⁷⁾一九七四年上半期に出された数多くの公式声明は、既存の契約を新規の取決めに置き換えるという政府の意図と決意を明らかにしたものである。一九七四年六月の法令と相俟って、これらの声明は履行拒絶の要件に合致している。

一九七四年一月三日、首相は、「もはや」アルミニウム会社との協定によって「ジャマイカ政府が拘束されることはない」と公示した。一九七四年五月一日、いくつかの

提案がなされた。そのいくつかは交渉提案として提示されたが、多くのものは変更が行われたか又は行われつつある契約の条件のなかに取り込まれた。例えば、歳入案は次のように述べている。すなわち、

「……前の諸協定のもとでの所得税率に関する特別取決めは停止する」、「生産課徴金が導入され一九七四年一月一日から有効となり納付可能となる」、「現在のロイヤルティ・レートは置き換えられ……一九七四年一月一日から有効となり納付可能となる」、償却は「中止され、一九七四年一月一日から有効となる」、……

「政府は、源泉税の納付についていかなる免除も与えない」、「生産課徴金とロイヤルティは二年の期末に、……その後は二年ごとに検討対象とする」、「OPICの保険料は控除可能経費として認めない」、「政府は、貴社に与えた条件と異なった条件を他社に与える権利を留保する」、……「外貨収入はすべて……認可金庫に売却しなければならない、……対外決済はすべてジャマイカの銀行の口座から行わなければならない、かつ外国為替法に従ってジャマイカ銀行 (Bank of Jamaica) の承認に従わなければならない」、「ポークサイトとアルミナの輸出は規制される」。(傍線筆者)

……一九七四年五月一五日の政府新聞発表は、次のように述べている。すなわち、

「アルミニウム会社との契約再交渉は必要かつ主権国家の権利であるだけでなく、人民の義務でもある。こうした配慮は、契約取決めの不可侵性より勝るものである。」

こうした表明と八日及び一七日に議会のとった行動とそれらの立法に従ったその後の内閣の行動からみて、政府がアルミニウム会社と新たな関係を樹立することを決定していたこと、及び政府が以前の協定に戻る意思がないことは明らかである。政府が一九六七年の条件で続けていく準備をしていたと結論づけることは不可能である。このことは一九七四年五月二一日のアメリカ大使館の電信によっても確認されている。この電信では、次のようなことが述べられている。すなわち、

「政府としては、政府が三月一五日付要求リストで表明したことをほぼ本気で考えていたこと……さらに政府の交渉意図が政府の目標をいかに達成すべきかについて共同で決定することであり、一般的な妥協につながる利権の取換えてなかったことは今や明白である。」

一九七四年六月の立法、国の長として選出された首相の関連声明、先制的な内容の三月一五日付交渉提案及び七四年六月立法後の行動が全体として、七四年六月三〇日まででRJAとの協定に基づく義務の履行を政府が拒絶するものであったということを立証したことになる……。」

(3)協定の履行拒絶は第一・一五条のもとでの取用的行為と構成したか

これは、かかる行為が国際法違反を構成したとの理由で協定の履行拒絶の損害についてジャマイカ政府に行った請求ということではない。この決定に関する唯一の問題は、履行を拒絶するという政府の行為がその財産の実質的部分の使用若しくは処分に対してRJAが実効的な支配権を行使すること又はその財産を運用することを直接妨げたか否かということである。この疑問に対して答えるためには、協定並びにプラントその他施設の使用、稼働及び処分と協定との関係を分析することが必要になる……

仲裁人の見解では、RJAに対する長期約束の履行を拒絶するというジャマイカ政府の行為の効果は、その財産を履行拒絶した利権契約によって与えられたかのごとくに、使用又稼働の実効的支配に対して実質的に同一のインパク

トを有するものである。このような結論に至るに当たっては、仲裁人は、政府の行為のインパクトが支配権の行使によるものでなければならず、また対象となる支配が「実効的」でなければならぬ、すなわち実効的なものであり単に理論上の支配であってはならないことを念頭に置いている。これは法的なものではなく、実効的な問題である。O P I C は、R J A がなお一九七四年事件前に有していたすべての権利と財産を有していると主張している。すなわち、プラントその他施設を占有している、それは鉱山リース権を有している、以前と同じように操業ができるというのである。これは形式的な意味ではその通りであるが、以下に述べるような理由からすれば、仲裁人は、政府による契約上の権利の破壊という見地から R J A の財産の使用又は財産に対する「支配」をもちや「実効的」なものとは認めていない。

ジャマイカで R J A が実施しているような大規模な工業企業における支配権は、絶え間なく続く決定によって行使されている。政府との安定的な合意が欠如しているなかで実効的な支配が存在するのか、それを行使することができるといふことを決定する前に、まずこの決定過程を検討しなければならぬ。

仲裁人は、新規かつ異種とおぼしきボイラーの必要性についてまた干渉の問題について証拠の審理をしたが、その双方には何らかの行動と何らかの決定が必要であった。仲裁人は、これらの問題が大企業における決定の継続性の必要の単なる事例にすぎないと述べている。R J A 企業の支配に関する分析を行うに当たっては、決定についてまた完全な構造を構築した契約が消滅したときに起こることについて焦点を当てるべきである。契約に基づいてこのような構造が構築されそれなしでは構築されなかったことに疑いがないからである。

ありていに言えば、現在コスト、施設の見込み耐用年数、資金繰り、全体の操業に生じ得るインパクト、予想収益、費用便益分析に繋がるすべてのことといったような要素は、大企業同様小規模においても日常の決定作成の核心にある要素の例である。合理的な決定には企業の何らかの継続性が必要である。ここで対象となっているような大企業の場合には、決定は破棄された契約と共に、賭けのようなものである。リスクはあらゆる決定作成につきものであるが、契約なしに見込みは予測できない。合理的な決定を可能とするような方策は何もない。政府は昨日行ったことを明日か来週か来月にも行うことができる。ひとつのことを昨日

行つたとすれば、明日か来週か来月には何かべつとのことができる。これは、支配の核心に横たわる合理的な決定のアンチテーゼである。政府の行為に直接的に起因して、ここにおいて契約だけでなく操業全体の「実効的な支配権」は失われた。ウエブスター辞典は、「直接に」という言葉を「いかなるものも介在させることなく、直接的な方法で」と定義している。この政府の行為と実効的な支配権の喪失との間には何らの介在もなかった。

この分析が有効でなく、財産の実質的な部分若しくは全部又は企業のオペレーションに対する物理的インパクトが第一・一五条(b)項の適用に必要であるとするならば、大規模な投資を含みここで問題としていような複合産業の操業の場合には、あるとしてもどのような点で、合理的な決定の不能というインパクトが累積していけば、実際にこの条項を適用させることになるのかということが問われなければならぬ。

一九世紀的な感覚で、少しずつか全部一度か、とにかく向ってくる軍隊に似たような何ごとかが起こるまで待つていなければいけないのか？ 何か物理的なインパクトがなければならぬのか？ 仲裁人の見解では、保険契約のこういう狭い解釈は、今日の現実には適合しないし、第一・

一五条の立案者の意図するところではなかった……ということになる。

また、プロジェクト所在国政府の行為は、リヴィアをして操業の実効的な支配権を失わしめ、かつ操業を財政的に不可能にさせた。しのびよる収用というプロジェクト所在国政府の行為は、それが外国企業の資産若しくは操業のいづれか又は被保険投資家の権利若しくは財政的權益に特別のインパクトを与えるものであれば、収用的であるものとみなされる……としている。

以上をもつて、仲裁人は、責任の問題に関してはリヴィアに理ありと判断した。

「結論」 仲裁廷は、OPICは、ジャマイカの行為に関してリヴィアに対して一三万一一四四ドル、プラス利子の保険金を支払わなければならないとの判断を下した。「少数意見」 三人の仲裁人のうちの一人であるバーガン(Berger)氏は、次のように少数意見を述べている。すなわち、ジャマイカ政府の行為は国際法に反するものであるとしても、それが保険契約の第一・一五条に定められた「収用的行為」になるわけではないという判断である。ポークサイトに対する課徴金とロイヤルティの引上げはRJ Aとリヴィアの財政を混乱はさせたが、プラントの実効的

な支配権をかれらから剝奪したわけではなく、それは R J A の占有のなかに留まりその指示に従ったままであったというものである。

五 O P I C と外国政府との間で交渉された解決策
 取用に関する保険金請求が条件を充足し、保険金が支払われた後には、O P I C は投資家としての立場を得て被保険者と同等の権利と求償権を取得することになる。こうした債権代位権（求償代位権）を追求する際に、O P I C は、最大限可能な回収金を得ようとしている間は外国政府との衝突を回避するよう努力してきている。O P I C は、当該政府との間で直ちに解決するというようなことは強要されていないので、O P I C としては特定の解決策が O P I C の目標と目的に与えるインパクトを十分に評価するために時間をかけることができる。

O P I C の主要目標のひとつは、O P I C の求める補償のレベルが O P I C の支払った請求額で測られるというようなインプリケーションを一切回避することである。求償代位権というものは、投資家が人為的に制限されることなく客観的な基準に基づいて回収を求める際に投資家が有しているものと同一の権利を O P I C に与えることを意図し

たものである。⁽⁸⁸⁾ また、外国政府としては、O P I C が厳しい交渉を強いようとしていることが分れば、投資家との解決協定を締結したがるようである。以下の二つの事件は、O P I C と投資受入れ国政府との間の解決協定のうち、O P I C が付保投資家の債権代位権者としての権利を行使して成功したものである。

1 フェアーン・フーズ事件⁽⁸⁹⁾

ケロッグ社 (Kellogg Co.) の子会社であるフェアーン・フーズ・インターナショナル社 (Fearn Foods International, Inc.) は、甲殻類の加工、冷凍業を営んでいたソマリアの会社の四九パーセントを所有していた。フェアーンのドル建て投資は一〇〇万ドル以下であったが、その殆どすべては債権投資で、すべて O P I C に付保されていた。⁽⁹⁰⁾ 一九六九年、新政府は民間投資と外国人の双方に対して敵意を示すような統制手段をとった。一九七〇年にはフェアーンの現地側パートナーは投獄され、政府はフェアーンが一連の行動をとったため、一九七〇年にはプラントの閉鎖と派遣社員の見捨てを余儀なくさせられた。

O P I C と投資家は、当該プロジェクトに関してフェアーンが有している権益を買い取ってくれる第三者でしかも

ソマリア政府が受入れ可能な者を探し出すことが最善のアプローチであるという事で意見の一致をみた。O P I C と投資家は購入意思のある者を見つけられなかったため、ソマリア政府に対してプロジェクトを売却する努力を行った。ソマリア政府は、アメリカ大使館に対して、施設の購入は検討するが問題の討議はO P I C とのみ行い投資家とは行わない旨を通告した。請求された保険金がまだ支払われておらず、また投資家は依然として実質的な利害関係者であったことから、O P I C はまずフェアーンから売却交渉権を取得した。一九七三年九月、ソマリア政府はプロジェクトの取得についてO P I C と合意に達したが、未決の現地側の請求問題はすべてこの取引が完了する前に清算されなければならぬ旨規定した。この時点まではフェアーンは、たとえO P I C からの受取り額がソマリア政府の支払うべき総額よりも少ないことが明らかになったとしても、O P I C による保険金支払のほうを希望していた。O P I C は、保険金支払を行い、フェアーンの権利の譲渡を受けたのであるが、O P I C に対する請求がすべて解決されるように現地会社を清算するよう主張した。

O P I C としては、支払を要求される額よりも多くの額でソマリア政府との間で解決するかもしれないということが分かってきた。O P I C は、フェアーンの代理人としてこの交渉を開始したものの、自分自身のために行動しているかもしれないということが考えられてきた。O P I C の主張は、フェアーンが取り揃えた関連の資金・技術データが前提となっていた。これらの情報は、当該施設が運転再開前にテストされなければならない時に、特に重要であった。交渉を通じ、ソマリア政府はO P I C が支払った保険金額を限度とするというような制限は決して求めなかったし、またO P I C が活発に関与しても政府間にならざる対決も起こらなかった。O P I C はフェアーンに支払った保険金よりも多くの額をソマリア政府から回収したものの、その超過額では法定費用、清算費用、維持費を含む回収コストはカバーしきれなかった。

2 チリ・カッパー (エクソティカ鉱山) 事件⁽⁹³⁾

アナロンダ (Anaconda) は、エクソティカ (Exótica) 鉱山にある子会社チリ・カッパー・カンパニー (Chile Copper Company) に七五パーセントの権益を有する投資を行っていたが、一九七一年七月一六日付銅産業法に基

づいて収用された。アナコンダの出資分は全部 O P I C に付保されており、⁽⁹⁵⁾一九七二年九月には O P I C はアナコンダに対して一一八九万ドルを支払い、同鉱山におけるアナコンダの出資権益を入手した。⁽⁹⁶⁾

アジェンデ (Allende) の失脚後、チリ新政権は、未決の銅関係の請求すべてを解決する意図がある旨表明を行った。O P I C は、他の銅会社とチリ政府との話し合いがまともまるまではエクソティカ鉱山に関する自分の解決交渉を遅らせるほうが得策であると判断した。このようにしたこと
で、O P I C は、交渉を強硬に押し進めて資金の全部を流出させてしまうとか、軟弱な協定を締結して他のケースにとって粗末な先例になるとかいうようなことで責められることはなかった。O P I C は、チリ政府側の主席交渉人と会談したが、彼は、O P I C に対してすべてのことを行うもののそれがあくまで先の銅産業法の枠内であることを指摘した。O P I C は、回収の決定基準として銅関係法規を容認することを拒否し、求償代位権に関する制限 (例えば、保険金額の範囲を超えない補償) はいかなるものも受け容れられないとした。

チリ政府が他の大型銅山の諸事件を解決し、エクソティカのケースに戻ったときは、当事者の間では総額一三九〇

万ドルの補償を行うということで解決が可能になった。この額は、O P I C が支払った保険金額を上回るものであり、また投資の簿価からいかなる控除もせずに算出されたものであった。しかしながら、最も重要なことは、支払条件であった。すなわち、四五七万ドル五〇〇〇ドルは即時支払い、残額は五回均等割賦、年利八・五パーセントというものであった。⁽⁹⁷⁾

フェアーン・フーズ社とエクソティカのケースの示すところは、O P I C が政府との対決を惹起することなしに O P I C 自身の交渉を成功裡にまとめることができるということである。これら O P I C が交渉した解決では、O P I C の保険填補額に人為的に結びつけることなく客観的に決定される補償金が確保され、しかもそれが良好な条件に基づいて回収されている。フェアーンの場合には、補償のほとんどは現金で行われ、エクソティカの場合には、期初払が大きく、しかも五年後には完全に支払が完了し、その利率も O P I C 側が譲歩させられるというものではなかったのである。

結 論

一九六〇年代から七〇年代中葉にかけて発生した米系企業の収用に関して、O P I C が保険事故の解決のためにとつたO P I C アプローチは、大方のところ成功した。発生した殆どの事件において、投資家は外国政府との間で受入れ可能な解決策について交渉を進めてきたため、O P I C の出番は相対的に少なかった。しかしながら、投資家が保険契約に基づく権利を保留したいという場合には解決策についてO P I C の同意が必要ということになっていた。O P I C の役割が無意味であったというわけではない。

O P I C の資金面での参加は、ベスレヘム、ミナ・マチルデ事件及びパーソンズ・アンド・ホイットモア事件の解決策を決定する際に重要なことであつた。O P I C が現地通貨を利用する方策をとつたことがラルストン・ブリーナ事件を解決し、またO P I C が交渉のテーブルについたことがレイノルズ事件で合意に達する際に必要なことであつた。

フェアーン事件とエクソティカ事件においては、投資家が解決に達し得なかつたときはO P I C が適切な補償を供

与するという合意に達した。これらの解決策からみて、O P I C が保険金を支払つた後に最大限の回収を行うために強力な努力を払うこと、また外国政府は投資家との交渉でなくてO P I C との間での解決を企んでも自動的に得をすることはないということがいえる。

事件によっては、解決に至らしめることは可能でないかもしれない。外国政府は非妥協的になることがある。つまり、政治的ないし哲学的な問題は、紛争を解決しようとする意図をも超越するかもしれないのである。チリにおいては、新政府が政権をとるまでは銅鉱業の会社及びI T T の解決交渉は開始されることはなかつた。外国政府は、また、投資家のことを実質的な利害関係がないほど小さいものと考えられるかもしれない。また被保険者の保険金請求の根拠は、当該政府に対してO P I C に補償を払うよう求められるほど強固なものではないことを感じとるかもしれない。

解決の可能性が見出せない場合には、非常危険保険による損失額が投資家からO P I C に移転されるということは、その保険の価値のひとつである。そこでO P I C としては、民間会社よりも回収に長い時間をかけることができる。O P I C は、これまでに、外国政府から回収されるために必要な実際の経験と信頼を得てきている。財源も強化され

のために、O P I C は迅速な回収の必要もなくほとんどの保険金を支払うことができ、また求償代位権を行使するた
めにより適切な時期がくるまで待つことができる。O P I
C による補償金請求が忘れ去られるという可能性はない。
アメリカ政府が「ポケットにしまわずに」もっている補償
請求はすべて解決すべく、常に外国政府に圧力をかけてい
る。

O P I C は多くのテクニクを利用することができ、そ
れが解決を促すことになった。O P I C によるひとつの大
きな決断は、早い段階で交渉プロセスに入るということ
であった。最初、O P I C は、取用的行為にかなり成熟して
いきそうな特定行為は、紛争に巻き込まれる前に発生して
いなければならぬとの立場をとった。しかしながら、パ
ーソンス・アンド・ホイットモア事件では、迅速に解決し
ないとそのような行為が将来起こるかもしれないという見
通しがかかり強かった。O P I C としては、保険金請求の
可能性と取用的行為発生との関連で賢明な結果を
引き出そうとしてその解決権限を行使したのである。

O P I C としては、A D E L A (Atlantic Community
Development for Latin America) のような第三者が解
決策の交渉においてだけでなく、O P I C、投資家、又は

政府が利用できないような資金源から資金を見つけるのを
助けることでも仲介者として有益であることが分かった。

外国政府が補償パッケージの全部又は一部として約束手形
を発行又は保証した場合には、支払不履行が生じるまでは、
単に問題が伸ばされたに過ぎないと主張もあろう。しか
しながら、こうした見方は、出資分の国有化の交渉におい
て価格の問題がおそらく最も解決困難であるという事実を
見落とすことになる。或る額を支払うべき債務がひとたび
固められ協定中に規定されたら、後になってその問題を再
度とりあげることとはきわめて困難なことである。将来、支
払不履行が生じた場合には、問題は、支払義務が存在した
か否かではなく、債務者が合わせられる妥当な支払計画と
はどのようなものであるかということである。

時には O P I C とそこに付保する投資家との関係に深刻
な緊張が存在したので、O P I C としては交渉過程をより
効果的なものとするため、まずこの種の緊張に焦点を合わ
せなくてはならない。基本的には、紛争解決に際して O P
I C と投資家が果たすべき役割というものはつきり理解
し、両者の間で衝突の可能性があることも知っておく必要
がある。レイノルズのような難しいケースにおいて外国政
府との間で合意に達するためには、投資家と保険者がオー

プンにかつ相互の信頼と尊敬をもって共同作業を行うことが不可欠である。投資家は、将来の行為の結果に関してアドバイスをするO P I Cの能力の限界を知らねばならず、またO P I Cは、保険カバー分を喪失する危険に曝されているという投資家の懸念を拭い去る努力をしなければならぬ。このように、O P I Cと被保険者は、投資紛争の初期の段階で、法的な救済ないし最低限の補償パッケージの追求といった事項に関する契約の解決や指導について、投資家の要望を処理する手順の確定を探り出すことができた。O P I Cと投資家は、達成されるべき最初の目標が外国政府との解決交渉であつて単なる保険契約の保持ではないのだという事実を見落としてはならない。

付保が十分でない投資家は、ベスレヘム事件に見られるように、外国政府との協定を締結しようとする強いインセンティブをもつものが常である。しかし、こうした関係で、保険契約に基づく両当事者の考えをよく理解する必要がある。保険契約では付保済み投資と非付保済み投資との間の補償の配分方法とか、外国政府と投資家の関連企業(affiliates)との間の売却協定といったような間接的な補償形態にどのようにクレジットを与えるか、ということが明確でないことから、この種の不明確さがO P I Cと被保

険者との間の協力ということよりもむしろ緊張を導くことになるのである。したがつて、両当事者は、必要であれば、同意しない旨を同意することもできる。その場合には、紛争は後日に持ち越すことになり、彼らの関係に逆影響が出て、外国政府との解決に到達するという目標から逸れてしまふことになるかもしれないのである。

投資家が有効な交渉人ではなかったという例はあるものの、O P I Cとしては、投資家を「入口の外で」待機させられるよう投資家からもつと約束を取り付けるべきである。保険契約に基づく一年という期間（保険金支払条件として取用的行為が最低限一年間継続していること―訳注）は、被保険者が外国政府と解決交渉を開始できるか否かを試すには十分なように見えるが、協定締結に至るためには十分とはいえない。そのために、O P I Cは当該保険金請求が要件を満たし、かつ支払が行われた後でも投資者を交渉に関与させておけるよう当該契約の改定を考えなければならぬ。ラルストン・ブリーナがO P I Cに代わつて交渉を続けたひとつの大きな理由は、ラルストン・ブリーナが外国企業に貸し付けてあつた分で保険金請求が解決されていない分が別にあつたことである。投資家は、関連の経済上、技術上の事実をすべて持つて持っているはずであり、また補償形

態の選択形態の選択を示唆することができるかもしれないので、投資家の援助というものは、O P I C にとって重要なものである。加えて、投資家は O P I C が執行を望まないような協定にとつて当事者になることもできる。O P I C が、保険金支払後に投資家側の職員を適度に使えるようになることも必要である。もちろん、その費用は O P I C が投資家に弁済することになる。

O P I C の最新の保険契約は、O P I C がチリその他の国に関しての請求で経験したことを大部分反映させたものである。或る程度までは、O P I C が長期間にわたつて資産回復を達成する能力をもっていることから、O P I C としてはこれまで保険料を相対的に低い水準で維持することができた。さらに、民間保険会社が、当時新設の海外投資保険グループ (Overseas Investment Insurance Group, O I I G) において O P I C と積極的に結合しようとしたことは、O P I C の保険請求処理の経験が成功であったことの証左であるとの評価がある。このグループは一九七五年に創設され、現在民間保険会社二一社と O P I C とから構成されている⁹⁸。グループ内では、民間保険者が O P I C の有する証券の再保険を引き受け、また新規の取用・送金リスクのカバーに関して O P I C と共同保険者として行為

を行っている。将来は、O P I C よりもむしろ同グループが被保険者及び O P I C に代わつて解決交渉を行う場合もあるかもしれないともいわれていた。こうしたことから、事業上及び金融上の条件に対して一層厳しい協議が行われることになるものとみられていた。さらに、同グループのメンバーは、広範囲な経済権益を有するがゆえに、外国政府としては同グループとの間で解決に達することに関心をもつてであろうし、それによって実質的な交渉者としての O P I C の役割はさらに引き延ばされ、また、政府間の衝突を生じさせるような政府間討議に入る前に、外国政府に対してもうひとつの紛争解決の機会を提供することになるということが期待されていた。

取用に関する請求を解決してきた O P I C の経験は、どちらかといえば短期間に圧縮されていたにも拘らず、かなり実のあるものであった。O P I C は、これら多くの事件のなかで、問題の焦点を政治的な問題から経済的なものにシフトさせることに腐心し、それが外国政府との解決を成功させる基礎を築くことになったのである。O P I C は、経験を増やしていったが、その結果として、交渉をいっそうビジネスライクに進めるのに効果的なアプローチやテクニックを示唆することができるようになったといわれる。

また、OPICとOIGとの当時の関係については、メ
リカの識者は、投資家の紛争の解決に対するOPICが寄
与する能力を一層有効なものとする一方両者の関係を強化
しなければならぬことについて⁽⁸⁷⁾。

注

(84) 次の資料を参照。22 U.S.C. § 2191 (1970 & Supp. V
1975)

(85) *Multinational Corporations and U. S. Foreign
Policy: Hearings on OPIC Before the Subcomm. on
Multinational Corporations of the Senate Comm. on
Foreign Relations*, 93d Cong., 1st Sess. pt.3 (1973);
*Overseas Private Investment Corporation; Hearings
Before the Subcomm. on Foreign Economic Policy of
the House Comm. on Foreign Affairs*, 93d Cong., 1st
Sess. (1973).

(86) 例えば、次の資料を参照。120 *Cong. Rec.* 4090
(1974) (チャーチ上院議員の演説)

(87) AID Contract, *supra* note 11, § 4.01.

(88) OPIC職員チャーチのpublic information
file作成作業は一九七七年現在完了している。完成すれ
ばドミンカンDCCOPICで利用可能となる。

(89) Decreto No.1,389 de 23 de septiembre de 1971,

[1971] 94 D.O. 3938 (Chile).

(90) AID, Contract of Guaranty No. 5369, Between
AID and ITT S.A.- Special Terms and Conditions
(Sept. 30, 1965); AID, Contract of Guaranty No. 5370,
Between AID and ITT S.A. — Special Terms and
Conditions (Oct. 31, 1967); AID, Contract of Guaranty
No. 5929, Between AID and ITT S.A. — Special
Terms and Conditions (Dec. 29, 1967). 各條款は「ドミ
ンカンDCCOPICで利用可能」。

(91) Anderson, "Memos Bare ITT Try for Chile
Coup", *Washington Post*, Mar. 21, 1972, § B, at 13, col.
5.

(92) *Multinational Corporations and United States
Foreign Policy, The International Telephone and
Telegraph Corporation and Chile 1970-71, Hearings
Before the Subcomm. on Multinational Corporations
of the Senate Comm. on Foreign Relations*, 93d Cong.,
1st Sess. (1973).

(93) OPICシムズ (Bradford Mills) 総裁からIT
T S A Gキルフォイン (J. W. Guilfoyle) 社長宛書簡を
参照 (一九七三年四月九日付) (ドミンカンDCCOPIC
ウェブファイル)。

(94) 次の資料を参照。OPIC, Press Release No. TS/194

- and Brass v. OPIC, 622 F. 2d 81 (D.C. 1st Cir.1980).
- (87) A. L. Corbin, *Corbin on Contracts*. (St. Paul, Minn.: West Pub. Co., 1993), Vol. 4, § 959, etc.
- (88) AID Contract, *supra* note 11, § 16.02.
- (89) トホーン事件に関する情報については、次の資料を参照。OPIC, Public Information File No. C-130, Fearn Foods Int'l, Inc. — Somalia (以下「Fearn file」を用いる) (パンナムDCCOとDCCOの利用可能)
- (90) AID, Contract of Guaranty No. 6159, Between AID and Fearn Foods International, Inc. — Special Terms and Conditions (Sept. 15, 1968); AID, Contract of Guaranty No. 5969, Between AID and Fearn Foods Int'l, Inc. — Special Terms and Conditions (Mar. 14, 1968). 各約款は、パンナムDCCOとDCCOの利用可能。
- (91) 次の資料を参照。Authorization of Payment of Investment Insurance Claim (Oct. 27, 1973) (Fearn file, *supra* note 86, at tab F) (利用可能)
- (92) 次の資料を参照。Notarized Statement and Certified Copy of Resolution (Nov. 5, 1973) (Fearn file, *supra* note 86, at tab C) (利用可能)
- (93) エクソティカ事件に関する情報については、次の資料を参照。OPIC, Public Information File No. C-124, Chile Copper Co. (Exótica) — Chile (以下「Chile Copper file」を用いる) (パンナムDCCOとDCCOの利用可能)
- (94) Ley No. 17, 450 de julio de 1971, [1971] 94 D.O. 2741 (Chile), translated in *International Legal Materials*, Vol. 10, 1971, p. 1067.
- (95) AID, Contract of Guaranty No. 5850, Between AID and Chile Copper Co. — Special Terms and Conditions (Dec. 29, 1967) (パンナムDCCOとDCCOの利用可能)
- (96) OPIC, Press Release No. RJ/385 (Mar. 31, 1977). O.D.I.はまた、上記注(74)の原文を検討されたスマンロンの請求は、残りの一億五四〇〇万ドルに就いて解決の妥協をみたことを発表した。 *Ibid.*
- (97) 次の資料を参照。Agreement between OPIC and Chile Copper Co. (Sept. 20, 1972) (Chile Copper file, *supra* note 90, at tab D) (利用可能) Final Determination of Claim — Contract of Guaranty No. 5850 (Sept. 19, 1972) (Chile Copper file, *supra* note 90, at tab F) (利用可能)
- (98) O.I.G.は、保険に関する法人格なき社團であり、収用及び通貨交換性喪失のリスクに対して保護を与える新たな政策を出し、そのメンバーのために代理人として行動するものである。次の論文を参照。Griffin, “Transfer of OPIC’s Investment Insurance Programs to Private

Insurers: Prospects and Proposals," *Law and Policy in International Business*, Vol. 8, 1976, pp. 631, 647-48. (5) P. R. Gilbert, *op. cit.*, 550.

小職は、一九七九年秋に通産省・ジェトロ・ミッションの一人としてワシントンDCのOPICを訪問し、OPICの民営化の可能性について調査を行ったが、OPICの幹部から肯定的な意見は得られなかった。

一九七〇年代はじめ、日本では当時の通産省における投資保険事故の認定と支払についてかなり強い不満を持っていた。彼らは、事態打開のために民間の投資保険会社の設立の動きをみせた。そして、経団連が東京海上（現、東京海上日動）にフィジービリティ・スタディ（F/S）を依頼していた。小職は、輸出保険協会（現、独立行政法人日本貿易保険）の輸出保険制度改善基礎調査委員会の一員としてこのF/Sについて関係をしてきたが、アメリカのAID、OPICの投資保険運用状況からみて、少なくとも日本では、民営の投資保険会社の設立は採算上あり得ないと判断していた。右委員会は、保険者たる通産省のイニシアティブのもとに運営され、委員としては貿易・投資の大手被保険者と中立の小職が任命されていた。しかし、この委員会は、アメリカのOIGのような機構とは比較すべくもない存在であった。また、小職は、貿易保険審議会の幹事を務めていたが、この審議会も、その目的からして、投資受入

れ国や輸出仕向け国の政府に対して影響力を有するという存在ではなかった。